

行政書士白門会講演

「契約法の発展と新しい課題——判例の動向、債権法改正、取引法の国際的統一」

2010年6月26日

笠井 修（中央大学法科大学院教授）

I 契約と契約法

- 1 契約の機能
- 2 契約法はどこにあるのか
- 3 契約の一生と契約法の諸課題
- 4 債権法改正は必要か

II 契約の成立と当事者

- 1 意思表示としての申込・承諾と法律行為としての契約の成立
- 2 契約交渉段階の問題点
 - (1) 契約締結上の過失責任——この概念は必要か
 - (2) 適合性の原則——その今日的意義は
- 3 契約の当事者

最判平 15・2・21 民集 57 卷 2 号 95 頁

最判平 15・2・21 民集 57 卷 2 号 95 頁

最高裁は破棄自判。「金融機関である上告人との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、訴外会社である。また、本件預金口座の名義である「富士火災海上保険（株）代理店矢野建設工業（株）A」が預金者として訴外会社ではなく被上告人を表示しているものとは認められないし、被上告人が訴外会社に上告人との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない。

そして、本件預金口座の通帳及び届出印は、訴外会社が保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、訴外会社のみであるから、本件預金口座の管理者は、名実ともに訴外会社であるというべきである。

さらに、受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合、受任者が受け取った物の所有権は当然に委任者に移転するが、金銭については、占有と所有とが結

合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるにすぎない。そうすると、被上告人の代理人である訴外会社が保険契約者から収受した保険料の所有権はいったん訴外会社に帰属し、訴外会社は、同額の金銭を被上告人に送金する義務を負担することになるのであって、被上告人は、訴外会社が上告人から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るといふべきである。したがって、本件預金の原資は、訴外会社が所有していた金銭にはかならない。

したがって、本件事実関係の下においては、本件預金債権は、被上告人にではなく、訴外会社に帰属するというべきである。訴外会社が本件預金債権を訴外会社の他の財産と明確に区分して管理していたり、あるいは、本件預金の目的や用途について訴外会社と被上告人との間の契約によって制限が設けられ、本件預金口座が被上告人に交付されるべき金銭を一時入金しておくための専用口座であるという事情があるからといって、これらが金融機関である上告人に対する関係で本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。

以上によれば、本件預金債権は被上告人に帰属するとは認められないといふべきである。

最判平 15・6・12 判時 1828 号 9 頁

4 代理による契約の成立

最判平 18・2・23 民集 60 巻 2 号 546 頁

上告棄却。「2 本件は、上告人が、被上告人に対し、本件不動産の所有権に基づき、Aから被上告人に対する所有権移転登記の抹消登記手続を求める事案であり、原審は、民法 110 条の類推適用により、被上告人が本件不動産の所有権を取得したと判断して、上告人の請求を棄却すべきものとした。

3 前記確定事実によれば、上告人は、Aに対し、本件不動産の賃貸に係る事務及び 7371 番 4 の土地についての所有権移転登記等の手続を任せていたのであるが、そのために必要であるとは考えられない本件不動産の登記済証を合理的な理由もないのに A に預けて数か月間にわたってこれを放置し、A から 7371 番 4 の土地の登記手続に必要と言われて 2 回にわたって印鑑登録証明書 4 通を A に交付し、本件不動産を売却する意思がないのに A の言うままに本件売買契約書に署名押印するなど、A によって本件不動産がほしいま

まに処分されかねない状況を生じさせていたにもかかわらず、これを顧みることなく、さらに、本件登記がされた平成12年2月1日には、Aの言うままに実印を渡し、Aが上告人の前でこれを本件不動産の登記申請書に押捺したのに、その内容を確認したり使途を問いただしたりすることもなく漫然とこれを見ていたというのである。そうすると、Aが本件不動産の登記済証、上告人の印鑑登録証明書及び上告人を申請者とする登記申請書を用いて本件登記手続をすることができたのは、上記のような上告人の余りにも不注意な行為によるものであり、Aによって虚偽の外観（不実の登記）が作出されたことについての上告人の帰責性の程度は、自ら外観の作出に積極的に関与した場合やこれを知りながらあえて放置した場合と同視し得るほど重いものというべきである。そして、前記確定事実によれば、被上告人は、Aが所有者であるとの外観を信じ、また、そのように信ずることについて過失がなかったというのであるから、民法94条2項、110条の類推適用により、上告人は、Aが本件不動産の所有権を取得していないことを被上告人に対し主張することができないものと解するのが相当である。」

5 高齢者との契約

- (1) 高齢者との契約の問題点———どこにでも入り込む「契約」
 - (ア) 福祉の市場化（措置から契約へ）———「福祉契約」の登場
 - (イ) 契約による福祉とその問題点
- (2) 「福祉契約」の概念と特質
 - (ア) 検討対象としての福祉契約の意義
 - (イ) 福祉契約の特質
- (3) 福祉契約をめぐる論点と解決の方向———これまでの理論が役に立たない
 - (ア) 福祉契約の成立にかかわる問題点
 - (イ) 福祉契約の内容の確定
 - (ウ) 福祉契約における契約違反と「福祉過誤」

Ⅲ 契約内容の確定と有効性

1 契約の解釈

なぜ解釈が必要か？

- ・ひとつの教室的事例

Aは「山梨産水蜜桃 20 個」の購入を希望し、青果店Bに電話で注文したが、その際「高級水蜜桃 20 個」とのみ告げた。これに対して、Bは、同注文を「和歌山産水蜜桃 20 個」のことだと思い込み、「承知しました」と応じた。この場合のA B間の法律関係を説明しなさい。なお、わが国の取引慣行においては、「高級水蜜桃」といえば、「岡山産水蜜桃」を指すのが常識である（とする）。

2 契約の有効性

- (1) 契約の主体から見た有効性
- (2) 契約の締結過程から見た有効性
- (3) 契約の内容から見た有効性

3 信義則上の義務——本当に必要な概念か

- (1) 付随義務
- (2) 保護義務

最判平 3・10・17 判時 1404 号 74 頁

最判平 15・12・9 民集 57 卷 11 号 1887 頁

地震保険に関する不十分・不適切な説明と慰謝料請求の可否（最判平 15・12・9 民集 57 卷 11 号 1887 頁）

Xらは、神戸市内に建物や家財を所有または占有していたが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、他の建物から発生した火災の延焼・拡大により、これらを焼失した。これら家財・建物につき損害保険会社等（Yら）との間で火災保険契約を締結していたXらは、火災保険約款中の地震免責条項は公序良俗に反し無効であるなどとして、火災保険契約に基づく火災保険金の支払を求めるとともに、予備的請求として、XらとYらとの間で地震保険契約も有効に締結されたなどと主張して、地震保険金の支払を求め、さらに、Xらが、いずれも本件各火災保険契約の申込書の「地震保険は申し込みません」との記載のある「地震保険不加入意思確認欄」に押印をしていたことについては、本件火災保険契約時に地震保険や地震保険不加入意思確認欄への押印の意味についてYらの情報提供義務・説明義務違反があったものとし、これに基づく慰謝料の支払をも求めた。

原審（大阪高判平 13・10・31 判時 1782 号 124 頁）は、予備的請求のうちの

慰謝料請求についてXらの請求を一部認容し、その余の請求は棄却した。すなわち、Yらは、地震保険の内容および地震保険不加入意思確認欄への押印の意味について、Xらに対して情報提供や説明をすべき信義則上の義務があり、この義務が履行されていれば、Xらが地震保険契約の申込みをした可能性も否定できないとして、Xらが「自己決定の機会を喪失した」ことによる慰謝料（地震保険金相当額から保険料相当額を控除した差額金の10分の1の金額）を認容した。Yから上告受理申し立て。

最高裁は、破棄自判。「Xらは、Y側から本件地震保険に関する事項について適切な情報提供・説明を受けなかったことにより、適切な情報のもとで意思決定する機会が奪われたと主張するが、「このような地震保険に加入するか否かについての意思決定は、生命、身体等の人格的利益に関するものではなく、財産的利益に関するものであることにかんがみると、この意思決定に関し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。」

特段の事情の有無を本件についてみると、「(1) 本件各火災保険契約の申込書には、『地震保険は申し込みません』との記載のある地震保険不加入意思確認欄が設けられ、申込者が地震保険に加入しない場合には、その欄に押印をすることになっている。申込書にこの欄が設けられていることによって、火災保険契約の申込みをしようとする者に対し、①火災保険とは別に地震保険が存在すること、②両者は別個の保険であって、前者の保険に加入したとしても、後者の保険に加入したことにはならないこと、③申込者がこの欄に押印をした場合には、地震保険に加入しないことになることについての情報が提供されているものとみるべきであって、申込者である被上告人らは、申込書に記載されたこれらの情報を基に、上告人に対し、火災保険及び地震保険に関する更に詳細な情報（両保険がてん補する範囲、地震免責条項の内容、地震保険に加入する場合のその保険料等に関する情報）の提供を求め得る十分な機会があった。(2) 被上告人らは、いずれも、この欄に自らの意思に基づき押印をしたのであって、上告人側から提供された上記①～③の情報の内容を理解し、この欄に押印をすることの意味を理解していたことがうかがわれる。(3) 上告人が、被上告人らに対し、本件各火災保険契約の締結に当たって、本件地震保険に関する事項について意図的にこれを秘匿したなどという事実はない。

これらの諸点に照らすと、・・・前記特段の事情が存するものとはいえない」。

*医療の場における説明義務

どのような発展があったか

最二判平 18・10・27 判時 1951 号 59 頁

医師が患者に予防的な療法（術式）を実施するに当たり、医療水準として確立した療法（術式）が複数存在する場合において、その中のある療法（術式）を受けるという選択肢と共に、いずれの療法（術式）も受けずに保存的に経過を見るという選択肢も存在するときは、患者がいずれの選択肢を選択するかにつき熟慮の上判断することができるように、医師は各療法（術式）の違いや経過観察も含めた各選択肢の利害得失について分かりやすく説明することが求められる。

- ・ 分かりやすい説明
- ・ 熟慮の機会

*説明義務から意思決定環境整備義務へ

4 消費者契約法・過払金返還請求・電子商取引

(1) 消費者契約法

(ア) 立法の経緯

(イ) 主な内容

(ウ) はじめての最高裁判決——学納金返還訴訟（最判平 18・11・27 裁時 1424 号 2 頁など）

(エ) 最近の事例——更新料特約の有効性（大阪高判平 21・8・27 金判 1327 号 30 頁など）

(2) 消費者金融と過払金返還請求

①最二判平 19・7・13 民集 61 卷 5 号 1980 頁

②最二判平 19・7・13 判時 1984 号 26 頁

③最三判平 19・7・17 判時 1984 号 26 頁

①事件：一部破棄差戻し、一部上告却下。

「貸金業法17条1項が、貸金業者につき、貸付けに係る契約を締結したときに、17条書面を交付すべき義務を定めた趣旨は、貸付けに係る合意の内容を書面化することで、貸金業者の業務の適正な運営を確保するとともに、後日になって当事者間に貸付けに係る合意の内容をめぐる紛争が発生するのを防止することにあると解されるから、貸金業法17条1項所定の事項の記載があるとして交付された書面の記載内容が正確でないときや明確でないときには、同法43条1項の適用要件を欠くというべきである（最高裁平成15年（受）第1653号同18年1月24日第三小法廷判決・民集60巻1号319頁参照）。

これを本件についてみると、17条書面には各回の『返済金額』を記載しなければならないところ（貸金業法17条1項9号（平成12年法律第112号による改正前は同項8号）、施行規則13条1項1号チ）、前記事実関係等によれば、本件各契約書面の『各回の支払金額』欄には『別紙償還表記載のとおりとします。』との記載があり、償還表は本件各契約書面と併せて一体の書面をなすものとされ、各回の返済金額はそれによって明らかにすることとされているものであって、『各回の支払金額』欄に各回に支払うべき元利金が記載されているとしても、最終回の返済金額はそれと一致しないことが多く、現に本件においても相違しているものであり、その記載によって各回の返済金額が正確に表示されるものとはいえないというべきである。」

「金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができることとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受

益者」であると推定されるものというべきである。」

(3) 電子商取引

IV 契約の履行

1 望ましい履行の5W1H

- (1) 「弁済」という行為
- (2) 弁済者は誰か
- (3) 弁済行為の瑕疵と返還の制限
- (4) 弁済受領者は誰か
 - (ア) 債権者
 - (イ) 債権者以外の弁済受領権限を有する者
 - (ウ) 債権の準占有者に対する弁済（民法 478 条）等

最判平 15・4・8 民集 57 卷 4 号 337 頁

親和銀行ATM事件（最判平 15・4・8 民集 57 卷 4 号 337 頁）

最高裁は、破棄自判。「機械払の方法による払戻しは、窓口における払戻しの場合と異なり、銀行の係員が預金の払戻請求をする者の挙措、応答等を観察してその者の権限の有無を判断したり、必要に応じて確認措置を加えたりするということがなく、専ら使用された通帳等が真正なものであり、入力された暗証番号が届出暗証番号と一致するものであることを機械的に確認することをもって払戻請求をする者が正当な権限を有するものと判定するものであって、真正な通帳等が使用され、正しい暗証番号が入力されさえすれば、当該行為をする者が誰であるのかは全く問われないものである。このように機械払においては弁済受領者の権限の判定が銀行側の組み立てたシステムにより機械的、形式的にされるものであることに照らすと、無権限者に払戻しがされたことについて銀行が無過失であるというためには、払戻しの時点において通帳等と暗証番号の確認が機械的に正しく行われたというだけでなく、機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払

戻しを排除し得るよう組み立てられ、運営されるものであることを要するというべきである。」

「預金者保護法」の登場

(5) 何を弁済しなければならないか

(ア) 「債務の本旨」に従った弁済

(イ) 特定物の引渡し

(ウ) 種類物の品質と種類債権の特定

(エ) サービスの「質」———その評価と解釈論上の問題点

(オ) 金銭債権の場合の問題点

(カ) 利息債権

(6) いつ・どこで・誰の費用負担で、弁済しなければならないか

(7) 弁済の効果

2 予想外の事態の発生

事情変更の原則

最判平9・7・1民集51巻6号2452頁

3 危険負担

(1) 意義———何のための制度か

(2) 今日の新しい問題———解除との関係、もはや必要ない制度か

(3) 請負契約では特殊な事情がある

V 契約違反

1 さまざまな契約違反と債務不履行

2 不完全な履行

(1) 履行方法の不完全

(2) 目的物の瑕疵

担保責任の意義

最判平 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1380 頁

数量指示売買における数量超過と売主の代金増額請求（最判平 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1380 頁）

Aは本件土地を坪単価を基準にXらに売却するにあたり、Bにその測量を依頼したところBはこれをCに依頼した。ところが、Cは誤って真実よりも少ない数値を実測面積とした求積図を作成し、Bを介してAに交付した。この誤った面積値を坪単価に乗じて代金を算出し売買契約が締結された。後にこの誤りを知ったAは、Xに対して誤りから生じた差額分の追加支払いを求めたが物別れとなったため、Bに対し損害賠償を求めこれをえた。次いでCがBに損害賠償を支払う旨の示談がなされたため、Yは、Cとの責任保険契約に基づき保険金をBに支払ったうえで、Xに対して、民法 565 条の類推適用または売買契約時の清算合意を根拠として、損害賠償者代位および保険者代位の主張をした。原審は、Yの代位の主張を認めた。Xが上告受理申し立て。

最高裁は、次のように述べて、破棄差戻し。「民法五六五条にいういわゆる数量指示売買において数量が超過する場合、買主において超過部分の代金を追加して支払うとの趣旨の合意を認め得るときに売主が追加代金を請求し得ることはいうまでもない。しかしながら、同条は数量指示売買において数量が不足する場合又は物の一部が滅失していた場合における売主の担保責任を定めた規定にすぎないから、数量指示売買において数量が超過する場合に、同条の類推適用を根拠として売主が代金の増額を請求することはできないと解するのが相当である。」

最判平 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1311 頁

1年の期間制限と消滅時効の関係（最判平 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1311 頁）

Xは、昭和 48 年にYから土地を購入したが、この土地はすでに売買契約の時点で道路位置指定がなされていた。Xは、平成 6 年 2 月になってこの事実をはじめて知り、同年 7 月にYに対して瑕疵担保責任としての損害賠償を請求した。これに対しYは、その損害賠償請求権は時効により消滅したと主張した。

最高裁は、「買主の売主に対する瑕疵担保による損害賠償請求権は、売買契約に基づき法律上生ずる金銭支払請求権であって、これが民法 167 条 1 項にいう『債権』に当たること

は明らかである。この損害賠償請求権については、買主が事実を知った日から1年という除斥期間の定めがあるが(570条, 566条3項), これは法律関係の早期安定のために買主が権利を行使すべき期間を特に限定したものであるから, この除斥期間の定めがあることをもって, 瑕疵担保による損害賠償請求権につき同法167条1項の適用が排除されると解することはできない。さらに, 買主が売買の目的物の引渡しを受けた後であれば, 遅くとも通常の時効期間の満了までの間に瑕疵を発見して損害賠償請求権を行使することを買主に期待しても不合理でないと解されるのに対し, 瑕疵担保による損害賠償請求権に消滅時効の規定の適用がないとすると, 買主が瑕疵に気付かない限り, 買主の権利が永久に存続することになるが, これは売主に過大な負担を課するものであって, 相当といえない。

したがって, 瑕疵担保による損害賠償請求権には消滅時効の規定の適用があり, この消滅時効は, 買主が売買の目的物の引渡しを受けた時から進行すると解するのが相当である。」と述べて, 破棄差戻し。

(3) 役務(サービス)提供と瑕疵

最判平5・10・19民集47巻8号5061頁

下請契約における未完成建物の所有権の帰属(最判平成5年10月19日民集47巻8号5061頁)

Yは、建設業者Aと代金3500万円で自己所有の宅地上に建物を建築する工事請負契約を締結した。この契約には、注文者は工事中に契約を解除することができ、その場合の出来形部分は注文者の所有とする旨の条項があった。AはYの承諾なしにXとの間でこの工事の一括下請契約を締結したが、所有権帰属に関する約定は行わなかった。Xが材料を提供して工事を進行中Aが倒産したため、Xは工事を取りやめた(出来高3割弱)。XはAから下請代金の支払を全く受けていないが、Yは代金の一部として1950万円をAに支払っていた。YはAとの契約を解除し新たに他の業者と本件建前を基に建物を完成させる請負契約を締結し、まもなく建物完成、代金支払、引渡、Yの所有権保存登記がなされた。Xが訴えを提起し、本件建物の所有権は自己に帰属するとしてYに建物明渡しと家賃相当額の損害金支払を求めた。また、民法248条、704条による償金の支払を求めた。原審は、建物明渡し、損害金支払、所有権確認について請求を棄却したが、償金請求については、建前の

所有権が材料を提供したXに帰属していたことを前提として認容した。Y上告。

最高裁は、次のように述べて破棄自判。「注文者と元請負人との間に、契約が途中で解除された際の出来形部分の所有権は注文者に帰属する旨の約定がある場合に、当該契約が途中で解除されたときは、元請負人から一括して当該契約を請け負った下請負人が自ら材料を提供して出来形部分を築造したとしても、注文者と下請負人との間に格別の合意があるなど特段の事情のない限り、当該出来形部分の所有権は注文者に帰属すると解するのが相当である。けだし、建物建設工事を元請負人から一括下請の形で請け負う下請契約はその性質上元請契約の存在及び内容を前提とし、元請負人の債務を履行することを目的とするものであるから、下請負人は、注文者との関係では、元請負人のいわば履行補助者的立場に立つものにすぎず、注文者のためにする建物建設工事に関して、元請負人と異なる権利関係を主張し得る立場にはないからである。」

最判平 14・9・24 判時 1801 号 77 頁

建設請負建物の重大な瑕疵と建て替え費用相当額の損害賠償請求の可否（最三判平成 14・9・24 判時 1801 号 77 頁）

Xは、Yに対し、本件建物の建築工事を代金約4350万円で請け負わせた。ところが、Yが建築した本件建物は、その全体にわたって極めて多数の欠陥箇所があるうえ、主要な構造部分について本件建物の安全性および耐久性に重大な影響を及ぼす欠陥が存するものであった。そこでXは、本件建物においては、個々の継ぎはぎ的な補修によっては根本的な欠陥を除去することはできず、土台を取り除いて基礎を解体し、木構造についても全体をやり直す必要があり、技術的・経済的にみても、本件建物を建て替えるほかはないとして、Yに対し、瑕疵担保責任等に基づき建て替え費用等の損害賠償を請求した。第一、二審とも、本件建物には重大な瑕疵があり立て直す必要があるとし、瑕疵担保責任に基づき建て替え費用相当額の賠償をYに命じた。Yから上告受理申し立て。

最高裁は、次のように述べて上告棄却。「請負契約の目的物が建物その他土地の工作物である場合に、目的物の瑕疵により契約の目的を達成することができないからといって契約の解除を認めるときは、何らかの利用価値があっても請負人は土地からその工作物を除去しなければならず、請負人にとって過酷で、かつ、社会経済的な損失も大きいことから、民法635条は、そのただし書において、建物その他土地の工作物を目的とする請負契約

については目的物の瑕疵によって契約を解除することができないとした。しかし、請負人が建築した建物に重大な瑕疵があって建て替えるほかはない場合に、当該建物を収去することは社会経済的に大きな損失をもたらすものではなく、また、そのような建物を建て替えてこれに要する費用を請負人に負担させることは、契約の履行責任に応じた損害賠償責任を負担させるものであって、請負人にとって過酷であるともいえないのであるから、建て替えに要する費用相当額の損害賠償請求をすることを認めても、同条ただし書の規定の趣旨に反するものとはいえない。したがって、建築請負の仕事の目的物である建物に重大な瑕疵があるためにこれを建て替えざるを得ない場合には、注文者は、請負人に対し、建物の建て替えに要する費用相当額を損害としてその賠償を請求することができるというべきである。」

4 信義則上の義務違反——結局は民法 415 条

- (1) 付随義務の違反
- (2) 保護義務の違反

VI 契約違反に対する救済

1 救済手段のカタログ

2 損害賠償

- (1) 損害賠償という救済手段
 - (ア) 損害賠償の問題点
 - (イ) 損害賠償の方法
 - (ウ) 「損害」とは何か——最も重要な概念
差額説
個別損害説説
規範的損害概念
- (2) 損害賠償の要件
 - 何を主張立証しなければならないか
- (3) 損害賠償の範囲（民法 416 条）
 - 賠償されるべき損害の範囲はどのように決まるか、額はどのように決まるか

(4) 損害額の調整

最判平 17・6・14 裁時 1389 号 300 頁

最判平 17・6・14 民集 59 卷 5 号 983 頁

破棄差戻し。「民法 404 条において民事法定利率が年 5%と定められたのは、民法の制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年 5%の利息を生ずべきものと考えられたからである。そして、現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法 88 条 2 項、破産法 99 条 1 項 2 号（旧破産法（平成 16 年法律第 75 号による廃止前のもの）46 条 5 号も同様）、民事再生法 87 条 1 項 1 号、2 号、会社更生法 136 条 1 項 1 号、2 号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算することを規定している。損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように考えることによって、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができる。上記の諸点に照らすと、損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならないといふべきである。」

Ⅶ 契約の終了

1 さまざまな契約の終了原因

2 解除の意義

(1) 法定解除権

機能：①債務からの解放

②給付（特に、引き渡した物）の取戻し

③契約違反に対する制裁——この機能は今日の解除制度に期待されるべきか

(2) 約定解除権

(3) 事情変更の原則による解除権——最高裁の肯定例はないが

3 解除の要件

(1) 履行遅滞の場合（民法 541 条）

- ・二個以上の契約が密接に関連づけられている場合に、一方の債務の不履行で両方の契約を解除できるか。

最判平成 8 年 11 月 12 日民集 50 卷 10 号 2673 頁

リゾートマンション区分所有権売買契約＋スポーツクラブ会員契約で屋内プールの完成が遅延した例

最判平成 8 年 11 月 12 日民集 50 卷 10 号 2673 頁

破棄自判。「本件クラブにあっては、既に完成しているテニスコート等の外に、その主要な施設として、屋外プールとは異なり四季を通じて使用の可能である屋内温水プールを平成四年九月末ないしこれからそれほど遅れない相当な時期までに完成することが予定されていたことが明らかであり、これを利用し得ることが会員の重要な権利内容となっていたものというべきであるから、被上告人が右の時期までに屋内プールを完成して上告人らの利用に供することは、本件会員権契約においては、単なる付随的義務ではなく、要素たる債務の一部であったといわなければならない。」

「本件マンションの区分所有権を買い受けるときは必ず本件クラブに入会しなければならず、これを他に譲渡したときは本件クラブの会員たる地位を失うのであって、本件マンションの区分所有権の得喪と本件クラブの会員たる地位の得喪とは密接に関連付けられている。すなわち、被上告人は、両者がその帰属を異にすることを許容しておらず、本件マンションの区分所有権を買い受け、本件クラブに入会する者は、これを容認して被上告人との間に契約を締結しているのである。」

「このように同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として甲契約と併せて乙契約をも解除することができるものと解するのが相当である。」

「これを本件について見ると、本件不動産は、屋内プールを含むスポーツ施設を利用することを主要な目的としたいわゆるリゾートマンションであり、前記の事実関係の下においては、上告人らは、本件不動産をそのような目的を持つ物件として購入したものであることがうかがわれ、被上告人による屋内プールの完成の遅延という本件会員権契約の要素たる債務の履行遅滞により、本件売買契約を締結した目的を達成することができなくなったものというべきであるから、本件売買契約においてその目的が表示されていたかどうかにかかわらず、右の履行遅滞を理由として民法五四一条により本件売買契約を解除することができるものと解するのが相当である。」

- ・一部の履行遅滞や履行不能で契約全部を解除できるか。

最判平 11・11・30 判時 1701 号 69 頁

ゴルフ場の附帯施設として的高级ホテルを開設できなくなった場合における、ゴルフ会員権契約の解除の可否

最判平 11・11・30 判時 1701 号 69 頁

破棄差戻し。「原審の認定したところによれば、被上告人が会員の募集のために作成したパンフレットには、本件ゴルフ場に高級ホテルが建設されることが強調されていたというのであるから、上告人が、被上告人との本件ゴルフ場の入会契約を締結するに当たり、右のパンフレットの記載を重視した可能性は十分あるものと解される。また、前記事実関係によれば、本件ゴルフ場の入会金及び預託金の額は前記パンフレットに記載された本件ゴルフ場の特徴に相応して高額になっていたが、実際に被上告人によって提供された施設はその規模や構造等において右のパンフレットの記載には到底及ばず、このために上告人が本件入会契約を締結した目的を達成できない可能性のあることがうかがわれる。これらの事実は、被上告人において前記パンフレットに記載されたホテル等の施設を設置して会員の利用に供することが本件入会契約上の債務の重要な部分を構成するか否かを判断するに当たって考慮される必要のある事実である。

そうすると、右の事実の存否等についての審理を尽くさず、ゴルフプレーを行うために必要不可欠ではない施設の完成の遅延を理由に会員が入会契約を解除することは許されないとの見解に立って上告人の請求を棄却した原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。この趣旨をいう論

旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そこで、前記パンフレットに記載されたホテル等の施設を設置して上告人らの利用に供することが本件入会契約上の債務の重要な部分を構成するか否かなどについて更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

- (2) 定期行為の場合（民法 542 条）
- (3) 履行不能の場合（民法 543 条）
- (4) 不完全履行の場合・受領遅滞の場合など根拠条文がない場合

4 解除の効果(1)——当事者関係

5 解除の効果(2)——対第三者関係

6 継続的契約の終了

VIII 新しい時代の幕開けか——CISG の批准

- 1 国際動産取引と取引法の統一
なぜ統一が必要か
- 2 「国際動産売買に関する国連条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods: CISG)のインパクト
- 3 法の統一と法解釈の統一——新しい課題